

安芸高田市農業委員会の委員 (農業委員)募集のご案内

任期満了に伴い、農業委員会の委員(以下「農業委員」といいます。)を募集します。

1 募集人数

12名

2 任期

2025年9月1日から2028年8月31日まで

3 身分

安芸高田市の特別職の非常勤職員

4 報酬

月額 33,000円

5 活動内容(予定)

- ・毎月開催される農業委員会総会における農地の権利移動、転用許可等の審議及び決定、これらに関連する現地調査
- ・担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導、監視業務
- ・農家からの相談対応及び農家への助言・指導

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

・農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方で、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き等

・所定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により、安芸高田市農業委員会事務局へ提出してください。

(1) 推薦及び応募様式

法人又は団体が推薦する場合	【様式1】
農業者等(個人)が推薦する場合	【様式2】
応募する場合	【様式3】

(2) 様式の入手方法

募集案内及び申込書は安芸高田市ホームページからダウンロードできます。また、安芸高田市産業部地域営農課、農業委員会事務局、各支所窓口係に備え付けています。

(3) 受付期間

2025年4月7日(月)から2025年5月7日(水)17時まで必着

8 選考方法等

- ・書類審査のほか、必要に応じて面接を実施し、選考します。
- ・結果については、2025年5月下旬には、推薦者(法人・団体又は個人)及び応募者へ文書により通知します。なお、任命は、安芸高田市議会の同意後になります。

9 申込者等に関する情報の公表

- ・中間(受付期間中)及び最終(受付期間終了後)の募集状況について、安芸高田市ホームページに、申込者等に関する次の内容を公表します。
 - (1) 推薦をする者(個人)の氏名、職業、年齢及び性別
 - (2) 推薦をする者(法人その他の団体)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
 - (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
 - (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イ～ヌ(※1)までに掲げる者であるか否かの別
 - (5) 推薦又は応募の理由
 - (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を安芸高田市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が安芸高田市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

10 申込書の提出先、問い合わせ先

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地
安芸高田市農業委員会事務局(市役所第1庁舎2階)
電話 0826-47-4025

※1 農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号

- イ 認定農業者であった者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者(農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。二及び第10条第1号において同じ。)である個人
- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人(当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ)
- ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人
- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- リ 基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者(又及び第10条第2号において「基本構想水準到達者」という。)である個人
- ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人